

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成28年12月16日（金曜日）
午前10時0分開会、午前11時2分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、臼澤勉委員
- 4 欠席委員
小野寺好委員
- 5 事務局職員
上野担当書記、中村担当書記、嵯峨併任書記、及川併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
及川県土整備部長、中野技監兼道路都市担当技監、
平野副部長兼県土整備企画室長、八重樫河川港湾担当技監、
小原県土整備企画室企画課長、小上県土整備企画室用地課長、
菊池建設技術振興課総括課長、大久保建設技術振興課技術企画指導課長、
遠藤道路建設課総括課長、千葉道路環境課総括課長、高橋河川課総括課長、
佐野河川課河川開発課長、檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
和村都市計画課まちづくり課長、幸野下水環境課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、
佐々木港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
(1) 県土整備部関係審査
(議案)
ア 議案第1号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）
イ 議案第14号 津軽石川筋津軽石地区ほか防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し
議決を求めることについて
ウ 議案第15号 大船渡港野々田地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議

決を求めることについて

- エ 議案第19号 赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第20号 里地先海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第21号 宮古港高浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第22号 釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第29号 一般県道津軽石停車場線津軽石地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第30号 一般国道106号宮古西道路（仮称）閉伊川横断橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

小野寺好委員は、所用のため欠席とのことでございますので、御了承願います。

この際、県土整備部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○及川県土整備部長 委員会の冒頭にお許しをいただき、当部職員の不祥事について御報告とおわびを申し上げます。

去る11月24日木曜日、都市計画課区画整理担当の47歳の主査級の男性職員、この職員は大阪府からの派遣職員であります。窃盗の疑いで逮捕されるという事件が発生いたしました。

日ごろから部内職員に対しましては、公務員として法令等の遵守を率先する立場にあることから、公務中に限らず日常生活においても県民の信頼を損ねるような行動は厳に行わないように注意喚起を行ってきたところであります。また、東日本大震災津波からの復旧、復興に向けて、県のプロパー職員だけではなく、全国から応援をいただいている派遣職員に対しましても、なれない土地での業務ということで、各所属において、できる限りのサポートを行ってきたところであります。

こうした中で、派遣されている職員から逮捕者が出たということはまことに遺憾であり、この場をおかりして議員並びに県民の皆様に深くおわびを申し上げる次第であります。

これを受け当部では、法令遵守の徹底等について私から部課長会議を通じて、幹部職員に対し直接訓示を行ったほか、各所属長に対して所属職員に訓示等を行うように通知したところであります。

なお、当該職員は今週14日に起訴されたところですが、大阪府からの派遣職員というこ

とであり、職員の処分については今後大阪府が行うこととなります。

当部といたしましては、今後一層県民の皆様の信頼回復に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。このたびはまことに申しわけありませんでした。

○**中平均委員長** ただいまの県土整備部長の発言につきまして、質疑、御意見等ある場合については、付託案件の審査の終了後をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費中、第8款土木費、第11款災害復旧費及び第3条第3表債務負担行為補正中、2変更を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**平野副部長兼県土整備企画室長** 初めに、議案第1号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中、県土整備部関係の予算について御説明を申し上げます。当部関係補正予算の内容は、給与費等の補正、繰越明許費及び債務負担行為の三つでございます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。6款農林水産業費3項農地費のうち、当部関係は87万5,000円の減額。下の5ページに移りまして、8款土木費は4億3,836万7,000円の減額。6ページをお開きいただきまして、11款災害復旧費5項土木施設災害復旧費は1,297万円の減額。合わせまして4億5,221万2,000円の減額となるものであります。これら給与費につきましては、一般職員の給料月額等の改定はありましたものの、給与費の支給対象人員の調整等に伴って減額となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明を申し上げます。7ページをごらん願います。第2表繰越明許費中、当部関係の事業は8款土木費の7ページから8ページにかけましての10事業と、8ページの11款災害復旧費の1事業の合わせて11事業であり、復興関係事業及び平成28年度に発生した災害復旧事業等について、現時点で発注が可能となったもののうち、工事完了が翌年度となるものなどについて、翌年度に繰り越して使用しようとするものであります。

続きまして、債務負担行為について御説明申し上げます。第3表債務負担行為補正のうち当部関係の事業は、10ページの2変更の河川等災害復旧事業の1事業であり、東日本大震災津波や台風第10号により被災した施設の災害復旧事業のうち、工期が翌年度以降にわたるものについて限度額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号津軽石川筋津軽石地区ほか防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その2）の152ページをお開き願います。議案第14号津軽石川筋津軽石地区ほか防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

津軽石川筋津軽石地区ほか防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、二級河川津軽石川筋津軽石地区防潮堤その3ほか工事。

工事場所は、宮古市津軽石及び金浜地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した津軽石川筋津軽石地区において、津波対策の防潮堤等の復旧工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、まず生コンクリートの供給不足により、コンクリート被覆工を現場打ちから二次製品に変更する必要が生じたこと。工食用道路として使用するために未着手だった区間の防潮堤工を追加したこと及び先に完成する隣接工区の防潮堤の一部を取り合いの関係から減とし、今回の工事で増としたことから変更契約金額が増額となるものでございます。なお、2ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成26年12月10日の当初契約の金額12億9,040万5,600円に対しまして、今回の変更により3億9,746万5,920円、30.8%の増額となり、変更後の契約金額は16億8,787万1,520円となるものでございます。

請負者は、株式会社エム・テック。

工期は、現在の平成26年12月11日から平成29年3月15日までで変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号大船渡港野々田地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その2）の153ページをお開き願います。議案第15号大船渡港野々田地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

大船渡港野々田地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の3ページをお開き願います。工事名は、大船渡港野々田地区海岸防潮堤その2工事。

工事場所は、大船渡市大船渡町字野々田地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した野々田地区海岸において、津波対策の防潮堤を新設する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、詳細な地盤調査を行った結果、地盤内に巨石が確認されたことから、基礎ぐいを貫入できる打設工法へ変更するとともに、あわせまして変更した打設工法が適用可能となるよう、くい規格等を変更する必要が生じたため、変更契約金額が増額となるものでございます。なお、4ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成27年3月23日に議決いただいた当初契約の金額6億264万円に対し、今回の変更により5億4,375万8,400円、90.2%の増額となり、変更後の契約金額は11億4,639万8,400円になるものでございます。

請負者は、株式会社小原建設。

工期は、現在の平成29年2月26日までから平成30年1月31日までに変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災害課総括課長 議案（その2）の157ページをお開き願います。議案第19号赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名は、赤前地先海岸災害復旧（23災456号）その3工事。

工事場所は、宮古市赤前地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した防潮堤を復旧する工事を行うものであります。

変更設計の理由及びその内容は、被覆工を場所打ちコンクリートから二次製品に変更するものでございます。なお、6ページ、7ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は10億4,620万6,800円。変更後の契約金額は13億629万7,800円となり、当初契約に対し2億6,009万1,000円、24.9%の増額となるものでございます。

請負者は、東洋建設株式会社。

工期は、現在の平成29年1月12日までから平成29年5月28日までに変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号里地先海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災課総括課長 議案（その2）の158ページをお開き願います。議案第20号里地先海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

里地先海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名は、里地先海岸災害復旧（23災586号）その3ほか工事。

工事場所は、宮古市重茂地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した防潮堤、陸閘、橋梁、道路を復旧する工事を行うものであります。

変更設計の理由及びその内容は、被覆工を場所打ちコンクリートから二次製品に変更するものでございます。なお、9ページ、10ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は5億8,384万8,000円、変更後の契約金額は7億2,623万5,200円となり、当初契約に対し1億4,238万7,200円、24.4%の増額となるものでございます。

請負者は、三好建設株式会社。

工期は、現在の平成29年1月22日までから平成29年8月30日までに変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号宮古港高浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋河川課総括課長 議案（その2）の159ページをお開き願います。議案第21号宮古港高浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

宮古港高浜地区海岸防潮堤ほか工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の11ページをお開き願います。工事名は、宮古港高浜地区海岸高浜防潮堤他災害復旧（23災163号）その3工事。

工事場所は、宮古市高浜地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した宮古港高浜地区において、津波対策の防潮堤等の復旧工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、まず当初発注において設計金額が5億円未満であったことから、沿岸広域振興局発注としております。設計変更の主な理由については、生コンクリートの供給不足により、コンクリート被覆工を現場打ちから二次製品に変更する必要が生じたことから、今回の変更契約により変更契約金額が5億円を超える契約となるものでございます。なお、12ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成27年3月31日の当初契約の金額4億8,006万円に対し、今回の変更により1億5,773万2,920円、32.9%の増額となり、変更後の契約金額は6億3,779万2,920円となるものでございます。

請負者は、樋下建設株式会社。

工期は、現在の平成29年2月28日までから平成29年3月17日までに変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**工藤勝博委員** 今までの契約案件の中で設計変更の主な理由ということで、場所打ちのコンクリートから二次製品にということが多いわけですが、先ほど生コンクリートの不足のためという話がありました。それは、どっちにしても使うコンクリートの量は同じような感じがするのですけれども、場所打ちと二次製品の単価と、二次製品に代替するというその辺のわけを教えてくださいと思います。

○**高橋河川課総括課長** 生コンクリートから二次製品に変更するという契約変更の考え方ですが、今回は宮古管内で需要に対して供給が不足しておりまして、それで生コンクリートから二次製品にかえました。あとは、なるべく早目に復旧を進めたいと考えておりまして、ロードマップを公表しているのですが、そのロードマップも守りたいということです。単価は、大体2割から3割程度アップします。なぜかという、例えば生コンクリートですと現地から調達できるのですけれども、コンクリートブロックですと内陸から製作して運んで設置するということですので、単価は若干高くなるということです。

○**工藤勝博委員** その背景はわかりますけれども、そうすることによって、宮古管内以外の内陸の生コンクリート事業者からも供給されているということなのでしょうか。その程度はどれくらいでしょうか。

○**高橋河川課総括課長** 程度はちょっと調べていませんが、今のところ宮古管内から南のほうで、生コンクリートの供給が不足しているという実態があります。こういうような傾斜の防潮堤はブロックで施工し始めています。あとは、港湾とかで直立の防潮堤、あれもプレキャスト工法、二次製品を使って内陸から運んで、そして工事を円滑に進めたいと考えております。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐々木港湾課総括課長** 議案（その2）の160ページをお開きください。議案第22号釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

てを御説明申し上げます。

釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の13ページをお開き願います。工事名は、釜石港須賀地区ほか海岸災害復旧（23災144号ほか）陸閘設備ほか工事。

工事場所は、釜石市港町地内。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した釜石港須賀地区ほか海岸において陸閘設備の復旧を行う工事でございます。

変更設計の理由及びその内容は、今回の変更内容は、第2回変更において5号陸閘以外の各地の陸閘設備、第5回変更で5号陸閘設備を、それぞれ詳細設計を反映したことにより、径間長の増や主桁高の増等、部材の寸法等が変更となったため、材料費、製作費が増額となったこと。電気設備の詳細設計の結果により、遠隔操作、安全周知設備の運用方法が決定したことから、規格及び配線の延長等が変更となったため、電気設備が増額となったこと。また、大平地区において、防潮堤の海側は海岸管理者の設備と占用物件のみであるため、陸閘を常時締め切り、必要に応じ開けるよう陸閘設備の運用が変更となったことから、遠隔操作に必要な電源設備が不要となったため減額となったこと。これらのことから、変更契約金額が増額となるものでございます。なお、14ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成26年3月5日に議決いただいた当初契約の金額6億8,385万6,000円に対し、今回の変更により2億8,179万4,680円、41.2%の増額となり、変更後の契約金額は、9億6,565万680円となるものでございます。

請負者は、株式会社中央コーポレーション・株式会社丸島アクアシステム復旧・復興建設工事共同企業体でございます。工期は、平成26年3月6日から平成29年3月15日までで変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 第2回変更は、5号陸閘を除く陸閘について標準設計から詳細設計へ。今回は、5号陸閘を標準設計から詳細設計へということですがけれども、第2回変更のときに、なぜ5号陸閘を除いて変更したのか。ここで一括で変更しておけば、さらに工事は進めることができたのではないかと思うのですが、その理由を示していただきたいと思いません。

○佐々木港湾課総括課長 5号陸閘の変更でございますが、この箇所につきましては、新日鐵住金株式会社釜石製鉄所の専用バースの積み出しのエリアでございまして、荷役を常時24時間やっている関係と潮位、そういったものを調整するために時間を要しております。それで当初第2回に変更すべきところを今回の変更になったものです。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号一般県道津軽石停車場線津軽石地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤道路建設課総括課長 議案（その3）の5ページをお開き願います。議案第29号一般県道津軽石停車場線津軽石地区道路改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

一般県道津軽石停車場線津軽石地区道路改良工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の15ページをお開き願います。工事名は、一般県道津軽石停車場線津軽石地区道路改良工事。

工事場所は、宮古市津軽石地内。

契約金額は10億4,652万円で、請負率は96.08%。

請負者は、三陸土建株式会社・長沢産業株式会社復旧・復興建設工事共同企業体であります。

工事概要ですが、一般県道津軽石停車場線は、県の復興関連道路に位置づけて整備を進めており、本事業により道路機能の向上を図り、市のまちづくり事業と一体となった道路整備を行うことにより、当該地域の復興を推進しようとするものでございます。

工期は590日間で、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、16ページに入札結果説明書、17ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 入札調書なのですけれども、総合評価点が大分違うようであります、

入札額も違うのですが、技術提案評価のほうも大分違うわけです。その中で企業の施工能力、技術者の要件は同じということで、この地域精通度等でありますけれども、これはどういう項目があって、そして今回はどういう違いがあるのか教えていただきたいと思います。

○**遠藤道路建設課総括課長** こちらの地域精通度等につきましては、この工事現場は宮古市内でございますが、宮古市内において実際に災害復旧とか、そういったことに関しまして、現場対応等をしているかとか、そういった観点について評価しているものであります。

○**神崎浩之委員** 今の答弁は、何か主観的な話ですね。客観的なものというのはどうなのですか。両者とも宮古市の災害復旧関係、公営住宅工事もやっていると思うのですけれども、もう少し納得できるような客観的なことを教えていただきたい。

○**大久保技術企画指導課長** 総合評価方式の技術提案における地域精通度等についてですけれども、こちらの項目は地域内拠点、災害活動の実績、雇用対策の実績、最後に地域貢献活動の実績、この4項目から成っております。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号一般国道106号宮古西道路（仮称）閉伊川横断橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**遠藤道路建設課総括課長** 議案（その3）の6ページをお開き願います。議案第30号一般国道106号宮古西道路（仮称）閉伊川横断橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

一般国道106号宮古西道路（仮称）閉伊川横断橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の18ページをお開き願います。工事名は、一般国道106号宮古西道路（仮称）閉伊川横断橋上部工工事。

工事場所は、宮古市田鎖及び根市地内。

契約金額は21億7,080万円で、請負率は88.93%です。

請負者は、株式会社中央コーポレーション・北日本機械株式会社特定共同企業体であります。

工事概要ですが、本工事は地域高規格道路宮古盛岡横断道路の一部である一般国道106号宮古西道路において、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保するために、橋梁新設に伴う上部工工事を行うものであります。

工期は721日間で、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、19ページに入札結果説明書、20ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 きのうち一般質問で国土強靱化計画について質問したのですが、それに絡んで、道路の陥没の関係です。きの中は早口でしゃべったにもかかわらず質問できなかったというのがありますので。博多駅前の道路の陥没もあったのですけれども、県内では、日常内陸でも大小合わせてさまざま道路が陥没している部分があると思うのです。橋も平成17年に国道281号の尻跳2号橋が路面陥没したのですけれども、そういう県管理の道路の中で、台風とか大きい災害のときではなく、通常でも、ちょっと道路が陥没しているとか、川の護岸の関係でえぐれているとか、橋だとか、そのような案件があるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○千葉道路環境課総括課長 道路の陥没についてですが、小さいものはあると思うのですけれども、大きな陥没で事故が起きたというのは今までなかったと調べた結果では押さえております。ただ、橋梁の陥没というか、床版が壊れて穴があいたというのは、ことしも岩姫橋で通行どめになったということで、橋梁に関してはそういう事例があります。

○**神崎浩之委員** 今橋の件があったのですけれども、融雪剤などで橋が傷んで、支障が出るということもあると思うのですけれども、いずれ古い水道管だとか、それから雨水の関係だとか、先ほど言った橋の腐食だとかいろいろあるのですけれども、そういうものを未然に防いでいかなければならないと思うのです。今は本当に沿岸の復旧、復興が一番なのでありますけれども、やっぱり内陸のほうでも国土強靱化計画の話をしました、必要だと思うのです。そういうものの点検というのをどうしていくのか。

先日、テレビでやっていたのですけれども、道路の下を調べるレーダーみたいな車があって、それを走らせて地面の中を見ることがありますので、そういうことの活用について、県はどういうふうにお考えなのか、それから市町村で実際にやろうとしているところがあるのでしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○**千葉道路環境課総括課長** まず、橋梁の点検に関しては、今道路法で5年に1回の点検が義務づけられていまして、県でもそれに倣って、床版とかは点検しております。

道路の陥没に関しては、盛岡市では一部で点検しているという話を聞いています。県ではさっき言ったように、具体的に大きな陥没というのは今までなかったのですが、全国的にそういう傾向があるので、これからその辺を検討していきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 先日一関市の水道組合と市役所の方と話をしたのですけれども、やはり古い水道管が多いのだそうです。40年か60年か、耐用年数はちょっと忘れちゃったけれども、実はどの管が耐用年数を過ぎているかさえもわからない。そこで厚生労働省は、水道の管理について民間に委託するような法案を出すとか、そういうことも考えているようです。いずれにしても、古くにインフラ整備をした地域ほど、道路の下がどうなっているか実はわからない。道路の陥没が起きますと、道路が崩れることによって交通事故が起こる、それから遮断されて道路網が途絶える、それからその下のいろいろな情報の線とか、それも結局遮断されるという、大きく三つぐらいの問題が発生するということがあります。

その車がどのぐらいの金額か私もわからないのですけれども、いずれ車で調査して、事前にキャッチすることが必要ですし、また、何か災害が起きたときの復旧工事をするときに、その周辺を調査するのだそうです。災害が起きてから、どこまで抜けているのだとか、どこからどこまでを通行どめにして、こういうふうな工事で進めていくかという、復旧工事の際の調査もできるということもあります。そんなことも含めて、台風第10号の復旧や、もちろん東日本大震災津波の復興もあるのですけれども、特に融雪剤の関係もありますので、そういうこともやっていかないと、もう一度その辺も今後研究していくのかどうかお聞きして終わりたいと思います。

○**千葉道路環境課総括課長** 委員の今のお話のとおり、道路というのはライフラインもいろいろ入っていますので、確かに水道管の漏水によって陥没するということもあり得ると思います。その調査にどのぐらいかかるかとか、いろいろこれから調べて対応していきたいと思います。

○**工藤勝博委員** ことしの委員会の全国調査で、静岡県清水港でしたか、水門陸閘遠隔

監視体制の状況を調査させていただきました。岩手県においても、去年の9月定例会で議決されておりますけれども、水門陸閘自動閉鎖システムに関して、プロポーザルということで株式会社東芝が受託しているわけですが、その進行状況といいますか、どういう状況になっているのか、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

○高橋河川課総括課長 水門陸閘の自動化に係る契約の進捗状況についてですが、現在株式会社東芝のほうで自動化に伴う機器を製作しております。どんな機器を製作しているかという点、まずJアラートから信号を受けるパラボラアンテナとか、そのパラボラアンテナ、各水門、陸閘で信号を受ける機械も、順次機器製作をしているところです。

○工藤勝博委員 そのような中でいろいろ問題があるということもお聞きしております。それらも含めて現状の課題といいますか、問題点があれば教えていただきたいと思います。

○高橋河川課総括課長 水門、陸閘の自動化に係る問題、課題ということで、今委員から御質問がありましたけれども、今考えているのは、自動化ですと住民の方はすぐに閉まって、挟まれるのではないかという不安があります。それで、さまざまな方から御質問があります。よって、すぐに閉めるかどうかということ、どのぐらいの時間で閉め切るかということを検討しております。例えばエレベーターとかで戸が閉まる時に、ちょっと手が触れたりすると、そこでとまったりというようなことを考えたりして、やはりその閉め方、そしてどのぐらいの時間で閉めるかということが今一番の課題で、我々が取り組んでいるところです。

○工藤勝博委員 進捗状況、そういう流れの中で行われているということがわかりました。プロポーザルで提案した内容が確実に実行されているのかも含めてお聞きしたいと思います。当然その設計に乗った形で進めていると思いますけれども、そのような状況も含めてお聞きしたいと思います。

○高橋河川課総括課長 プロポーザルで提案のあった内容ですが、株式会社東芝では、今回水門陸閘約220基を自動化するという点で、このぐらいの数というのはなかなか全国でもなくて、きちんと閉まるということが絶対です。どんなことをしているかという点、株式会社東芝のほうで、まず仮のシミュレーション、220個の仮想の水門、陸閘を想定して、そしてプログラムをつくって、例えばJアラートから信号が来たら、きちんと220基、閉め忘れなく閉まるかということを毎日のようにチェックしております。また、実際の水門、陸閘が順次できていますので、それを順次、現場に落とし込むというふうな内容をプロポーザルされておりましたので、私も先日これを見てきましたけれども、触れてみたところ、実際そういうふうな操作が確認されましたので、現場でもしっかり閉まるようなシステムかと思っております。

○工藤勝博委員 この水門、陸閘の自動化は、被災地の皆さんにとっては大変関心が高いと思うのです。それで、契約から1年を経過しましたので、もしその進捗状況等の資料があれば議会に示していただきたいと思います。

もう一点、お伺いします。インバウンドの関係で定期便、あるいはチャーター便につい

て、中華航空の分が大変心配されるわけです。一つの航空会社が破綻した影響で、中華航空は国内の便も含めて、機材で難儀しているというようなことも伺っておりますけれども、来年の春からの定期便、チャーター便はどのような状況の中で運航されるのかお伺いしたいと思います。

○箱石空港課総括課長 来年の台湾の定期便、チャーター便の誘致の関係でございますが、今委員からお話があったとおり、来春に向けて定期便、定期チャーター便の誘致を働きかけていたところではありますが、突然の復興航空の解散、それに伴う路線の引き継ぎ等によりまして、少なくとも来年春の定期便、定期チャーター便の運航は困難ということで中華航空のほうからお話がありました。

それ以外は、桜の時期のチャーター便、プログラムチャーターがあるわけでございますが、そちらのほうは台湾国内での調整で、定期チャーターよりは短時間でできるということもあります。また機材のめどが立っていない、これからの調整になるということでしたので、その分は引き続き中華航空、あるいは台湾の旅行会社等に働きかけて、まずは交流の継続ということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○工藤勝博委員 岩手県にすれば、中華航空一本で今までやってきたわけですが、こういうことになると、そんなに想定されていなかったと思うのですけれども、ここ数年、震災以降、台湾に行って、かなりアプローチしてきたわけです。

そういう状況の中で、今後考えるべきことも多々あるのではないかと思います。インバウンド、中華航空、あるいは台湾にもまだまだほかの航空会社、旅行会社があるので、そういうのも含めて、東北全体で考えれば、仙台空港にインする航空会社もあるわけです。それらも含めて、全体的な観光誘致をこれから再度見直す必要があるのではないかと思います。その辺は北東北、東北含めての連携というのはどういう考えを持っているのか、とりあえず来年度に関してお聞きしたいと思います。

○箱石空港課総括課長 台湾には中華航空以外にも幾つかの航空会社がございます。これは各県によってアプローチの仕方が異なっておりますが、岩手県といたしましては、最終目標を定期便の誘致というところを考えておりますので、やはり第一には中華航空を一番の相手ということで考えていきたいと思っておりますし、またこれまでもそういうことのでかなりの信頼関係を築いてきたものと思っております。

一方で、定期便を目指さないということであると、複数の航空会社に対してチャーター便を誘致するというような取り組みもあるかとは思いますが。例えば青森県は中華航空だけでなく、もう一つのエバー航空という二つの航空会社のチャーター便を飛ばしています。ここは、何を目標にするかというのは難しいところではありますが、確かにいろいろな情勢が変わってきておりますので、そういうことも含めて、航空会社と意見交換をしながら検討を進めていきたいと思っております。

○工藤勝博委員 せっかく根づいた中華航空ですけれども、この糸を切らさないように頑張ってくださいと思います。

○中平均委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

先ほど資料請求ありました件につきましては、後日、よろしくお願ひいたします。

県土整備部の皆様は、退席されて結構です。お疲れさまでございます。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願ひます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、台風第10号による災害への対応状況についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願ひます。

追って、継続調査と決定した件については、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願ひます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。